

2023年9月22日(金)

第7回「送料無料」表示の見直しに関する意見交換会

「送料無料」表示の見直しについて



全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）

全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)とは

○ 交運労協は、1987年10月8日、交通運輸労働者の生活と権利を守り、社会的地位の向上を図るために、労働環境の改善と国民の利益を守る政策・制度要求の実現を達成するために、陸・海・空の大結集を目指すために結成され、昨年、35周年を迎えた。

○ 現在、陸・海・空、観光サービスなど18構成組織で約60万人が結集している。

○ 決議機関として、年1回の定期総会と月1回の三役・幹事会を開催し協議・決定している。

○ 専門会議として、政策、組織強化、組織財政整備、労働条件、国際、男女平等参画推進、公共交通ネットワーク、物流ネットワーク等の委員会と、鉄・軌道、バス、ハイタク、トラック、海運・港湾、航空・観光部会がある。

○ 交運労協は、10の地方交運と44の都府県交運を傘下に置き、年4回の地方代表者会議をはじめ、年1回の交通運輸政策研究集会を開催し、労働政策や交通運輸、観光サービス等の政策制度について議論を交わし、意思統一をしている。

○国土交通省の交通政策審議会等に委員として所属し、政策立案等の意見反映を行っている。

○「交運労協政策推進議員懇談会」と連携し、共同で要請行動や勉強会等を行っている。※8月現在24名

○世界の交通運輸労働者と連帯するため、ITF(国際運輸労連)に加盟し、執行委員会や各種委員会・部会に所属し、意見反映を行っている。(世界140ヶ国・約670組が加盟(組織人員約2,000万人))

○交運労協は、連合とも密接な連携を行っており、構成組織の多くが連合に加盟している。(未加盟は4組織)

構成組織

1. 全日本運輸産業労働組合連合会 (運輸労連)
2. 日本私鉄労働組合総連合会 (私鉄総連)
3. 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)
4. 航空連合
5. 全国交通運輸労働組合総連合 (交通労連)
6. サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 (サービス連合)
7. 自治労・都市公共交通評議会 (自治労・都市交評)
8. 全日本海員組合 (海員組合)
9. 全日本鉄道労働組合総連合会 (JR総連)
10. 全国自動車交通労働組合連合会 (全自交労連)
11. 全日本港湾労働組合 (全港湾)
12. 国鉄労働組合 (国労)
13. 全国労供事業労働組合連合会 (労供労連)
14. 日本郵政グループ労働組合 (JP労組関連事業部)
15. 全日本建設運輸連帯労働組合 (全日建)
16. 自治労・全国一般評議会 (自治労・全国一般)
17. 鉄道運輸機構労働組合 (鉄構労)
18. 鉄道関連産業労働組合協議会 (鉄道関連労)

第1回持続可能な物流の実現に向けた検討会(2022年9月2日)」

● 河野 康子 委員(一般財団法人 日本消費者協会 理事)

Eコマース等 BtoC の取引においても、顧客囲い込みのキーワードである「送料無料」という表現があるが、これは消費者に誤解を与える言葉だと思う。

「送料はどこが負担」という表示に改めるだけでも、社会に対する明確なアピールになるものではないか。

人が介在して労働が発生し、燃料や梱包材が消費されているにもかかわらず、無料と表示されるのは、物流業界の労働をないがしろにするものと感じる。

【 不当景品類表示 及び 不当表示防止法 】

(目 的)

第 1 条

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

不当な景品や、景品への表示で、顧客をあざむいて販売することを禁じて、消費者を保護するという、法律である。

飲食店のメニューなどで「消費税込み」と記載があっても、「消費税なし」とは書かれていない。

【 消費者庁「特定商取引ガイド」 】

<送料>

販売価格に商品の送料が含まれていないときには、送料を別に表示しなければならず、販売価格のみ表示されている場合には、送料はその中に含まれていると推定されることとなります。

なお、商品の送料を表示するときには、金額で表示しなければなりません。これは、送料の表示について「送料実費」等の表示ではなく、金額表示を行うことにより、購入者の負担する費用を明確にするためです。

<不適切な表示例>

- * 「送料実費」
金額を記載しなくてはなりません。

【 消費者庁「事例でわかる景品表示法」ガイドブック 】

<不当表示の禁止>

商品・サービスの品質や価格について**実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示**が行われると、**消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。**

<解説> 景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

<有利誤認表示>

価格を著しく安くみせかけるなど取引条件を著しく有利にみせかける表示は、有利誤認表示にあたります。

<解説> 簡単にいうと、「これはとってもお得だ！」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示のことです。

<公正競争規約：4つの要件より、2項目抜粋>

- ① **不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。**
- ② **一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。**

交運労協がお訴えしたいこと

物流の危機的状況に対する消費者の理解喚起と行動変容を！

物流はBtoBが太宗を占めるため、国民的関心は高いとは言えなかったが、「宅配クライシス」が、物流問題を考える契機になったのでは？

⇒ 物流に対するコスト意識の浸透であれば喜ばしいが、いまだ氾濫する「送料無料」表記

⇒ 無料表記は物流の背後にある「労働」への想像力を欠如させる結果に！

「不当景品類及び不当表示防止法」を適用し、「送料無料」表示を禁止して頂くとともに、広く社会に広報しながら、消費者への理解喚起と行動変容につなげていただきたい！

コロナ禍においても事業継続を要請された貨物自動車運送をはじめとするすべてのキーワーカーが正当に評価される社会を創りたい。

⇒ 物流を担う労働の価値の再評価を！ ⇒ 「価値」を「価格」に！



いつかの出会いに

KEY WORKERS

思いを馳せて

